

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、同年〇月〇日、C所在のD会社（以下「会社」という。）本社営業所に転籍異動し、運行管理者として就労していた。請求人によれば、同年〇月頃から、めまい及びふらつきが出現するようになり、十分な睡眠がとれない日が続いたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「中等度うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、監督署長は、請求人の時間外手当及び深夜時間割増手当等を精査し、給付基礎日額を〇円と変更する旨の処分をした。

請求人は、この変更決定処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて、以下「請求人ら」という。）は、休業補償給付の給付基礎日額について不服である旨主張しているので、以下検討する。

ア 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

また、労災保険法第8条では、平均賃金を算定すべき事由の発生した日については、診断によって疾病の発生が確定した日とする旨定められている。

イ 給付基礎日額について検討すると以下のとおりである。

(ア) 請求人らは、審査官の給付基礎日額の算定において、平成〇年〇月分賃金について、最低賃金未満の賃金が認定されており、これについては是正の上認定すべきである旨主張している。

この点、審査官は、決定書理由に説示するとおり、算定期間を平成〇年

〇月〇日から同年〇月〇日までとした上で、同年〇月における請求人の夜勤時の終業時刻を午前〇時〇分として、時間外労働時間を算出し、さらに、請求人がB会社に在籍していた期間の出勤簿等の資料が既に廃棄されていたことから、個人別賃金台帳に基づき、平均賃金を〇円〇銭と算出し、請求人の給付基礎日額を〇円と算定し、監督署長が決定した給付基礎日額〇円を超えないものと判断しており、当審査会も審査官の判断は妥当なものであると認める。

(イ) 念のため、当審査会において、改めて、審査官が認定した請求人の平成〇年〇月分賃金について、平成〇年〇月時点で適用される最低賃金額である時間額〇円と比較したところ、請求人の同月の賃金額は、個別賃金台帳によると支給額〇円であり、所定労働時間〇時間、時間外労働時間〇時間、深夜時間〇時間と記載されていることから、時間額を算出すると〇円と認められ、個別賃金台帳に基づけば、審査官が認定した請求人の同月の賃金額は最低賃金を下回っていないものと認められる。

(ウ) 以上のとおり、当審査会も、請求人の給付基礎日額は、監督署長が決定した給付基礎日額〇円を超えないものと判断する。

なお、再審査請求は、原処分に対する救済手段として認められるものであり、裁決によって請求人にされた原処分を不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした変更決定処分は取り消す限りではない。

(2) 請求人らは再審査請求の理由として、「労働することができないとされる時期について争う」としており、要旨、「労働することができない時期について、通院していたか否かにかかわらず、労働できなくなったその日を基準とすべきである。」と主張している。

ア 請求人らのこの主張は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間についての休業補償給付の請求に対して、監督署長は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間についての休業補償給付を支給する旨の処分をしていることから、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付についても支給すべきである旨の主張と解される。

イ この点、一件記録を精査すると、請求人が監督署長に提出した休業補償給付支給請求書の「⑱療養のため労働ができなかった期間」（以下「請求期間」

という。)には、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日」、「⑳賃金を受けなかった日の日数」には、「〇日」と記載されているところ、それぞれ「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日」、「〇日」と訂正されていることが認められ、端書として「平成〇年〇月〇日復命NO. 〇のとおり」と記載されており、補償給付実地調査復命書には調査官意見として、「療養開始年月日が平成〇年〇月〇日となるため、請求期間のうち平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は、休業補償給付は認められない。」との意見と、「精神障害の疾患が確定し、療養開始となった平成〇年〇月〇日初診日より休業補償給付を支給します。したがって、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は、同疾患の療養とは認められないため、日数を査定減しました。」と支給決定通知書に記載して請求人に通知することとしたい旨の記載が認められる。

ウ 以上のことから、監督署長は、請求人の提出した休業補償給付支給請求書の請求期間を、事務処理の過程の中で、支給期間の訂正を行い、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を支給する旨の決定をし、「査定減した」旨を記載した上で、請求人に通知する処理を行ったものと解されるものである。したがって、「査定減した」という平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付について、監督署長が支給しないとする処分が行われていたと認めることはできない。

エ そうすると、請求人らが支給すべきとする期間の主張には、その前提となる不支給の処分は存在しないものであり、さらに、本件再審査請求の趣旨は、監督署長が行った平成〇年〇月〇日付けの休業補償給付の支給に関する処分、つまり平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の給付基礎日額を変更して支給する旨の処分の取り消しを求めるものであって、請求人らの主張を採用することはできないものと判断する。

(3) なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。